

事務連絡  
令和3年2月5日

関係団体 御中

厚生労働省医政局医事課

「平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律」の施行について（周知依頼）

平素よりお世話になっております。標記の法律につきましては、第203回国会において、令和2年11月27日に成立し、令和2年12月4日に公布され、令和2年12月28日に施行されることが決定されたところです。

本法律の施行により、令和3年の国民の祝日については、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の円滑な準備及び運営に資するため、令和3年に限り、「海の日」（7月19日）が7月22日（木）に、「スポーツの日」（10月11日）が7月23日（金）に、「山の日」（8月11日）が8月8日（日）（8月9日は振替休日）となります。

本法律の成立時に「政府は本法の施行による令和三年の国民の祝日の移動について、国民の各界各層に周知徹底し、国民生活及び経済社会活動に混乱を生ずることのないよう万全を期すこと。」との附帯決議が決議されており、別添のとおり、内閣官房東京オリンピック・パラリンピック推進本部事務局より、本件に関する周知依頼文書が発出されていることから、貴団体におかれましても、貴下団体等に対し積極的に周知等の御協力をお願いします。